

第1回鳥取地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成15年10月2日（木）午前10時～午後零時10分

2 開催場所

鳥取地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

生駒尚秋委員，伊藤寿之委員，及川敬貴委員，重吉孝一郎委員，藤岡正義委員，
三田三香子委員，安田寿朗委員，山田陽三委員，矢本忠嗣委員

（事務担当者）

重吉進事務局長，廣田英利総務課長（司会），五十嵐康夫総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) 委員長選出
- (2) 鳥取地方裁判所委員会規約について
- (3) 各委員から事前に提出された質問等について
- (4) 次回の開催について

5 議事

- (1) 鳥取地方裁判所長あいさつ
- (2) 各委員の紹介
- (3) 委員長選出及び職務代理者の指名
委員長に重吉委員を選任（発言要旨は別紙1のとおり）
委員長が職務代理者として山田委員を指名
- (4) 鳥取地方裁判所委員会規約を決めた（発言要旨は別紙2のとおり）。
- (5) 各委員から事前に提出された質問（鳥取地方裁判所における最近の裁判内容・傾向，裁判員制度，本委員会の委員の男女比）について，重吉委員長，山田委員から説明した。
- (6) 次回委員会は，鳥取家庭裁判所委員会との合同開催
開催日時 平成16年2月6日（金）午後1時30分

以上

(別紙1)

委員長選任発言要旨

- 委員会規約については、委員長に制定権があるところ、委員長が選任されていない段階で、事務局から案が提出されるのは不自然と考える。この点も含め、本日、意見書を提出した。裁判所委員会は、裁判所からの諮問に応じ、裁判所に意見を述べる委員会なのであるから、委員長には、公平中立な立場という点から、裁判官委員以外から選任されるべきである。委員長の権限は大きい。また、最初に委員会の当面の議題、裁判所からの情報提供等について議論し、最後に委員長を決めるべきである。裁判所委員会の在り方については、日本弁護士連合会の理事会等で議論しており、私は、日弁連の見解を正しいと考え、それを私自身の意見として述べている。
- 裁判官委員が委員長になれないというのはおかしい。委員全員が委員長の候補者である。また、議論を先にして、後で委員長を決めるというやり方は理解できない。各委員が、それぞれ背後にある組織の意思を委員会に反映させるというのは、いかがなものか。私は、自分の所属団体やスタッフの意思を反映させるためではなく、一市民として意見を述べている。
- 裁判官委員を委員長候補者からはずすというのは適当でない。委員全員が公平中立な立場であり、委員長の候補者である。また、委員会は、裁判所の運営に関して意見を述べるのであるから、裁判所の運営について実情を知っている裁判官委員が委員長になるのがいいと思う。委員会の意見を裁判所の運営に反映させるという意味でも、裁判官委員が委員長になるのがいいと思う。通常の委員会では、最初に委員長を選任してから議論を進める。
- 委員長に誰になるかという点よりも、議事をどのような形で適正に進めていくかが重要だ。形式論でいくか、それとも実質論でいくかだ。
- 地方裁判所委員会規則上、裁判官が委員になることが予定されている。これは、委員会において、裁判官委員が公平中立な立場をとれないとは考えていないからだと思う。
- 当面の間は、裁判所の実情を知る裁判官委員が委員長になった方が議事が円滑に進むと思う。また、実質的な意見交換を早期に進めるためにも、

先に委員長を選任した方がいいと思う。

- 委員全員が委員長の候補者なので、裁判官委員が委員長になる場合もあると思う。委員長が公平中立かどうかは、委員会がチェックすればいいのではないか。
- 事務局に近い裁判官委員がいいのではないか。裁判官は公平中立だと思う。
- 委員会の意見が反映されれば、委員長はどなたでもいいと思うが、裁判所に詳しい人がいいと思う。裁判官は公平中立だと思うので、裁判官委員が委員長になってもいいと思う。

結果

委員長に重吉委員を選任（反対：〇〇委員）

以 上

(別紙2)

鳥取地方裁判所委員会規約制定発言要旨

<規約の制定について>

- 規約については、制定チームを結成して検討の上、次回に決定すべきと思う。

他の委員 本日規約を制定することに異論なし

<委員会の公開について>

- 議事録ではなく議事概要を作成することには異論はないが、各委員の発言内容及び発言者名は記載し、それを公開すべきと思う。
- 委員会がどういう意見なのかを記載すれば足り、発言者名を出す必要はないと思う。

委員長 委員会に残す議事概要については発言者名を記載するが、一般に公開する議事概要については、発言者名を記載しないこととしてはどうか。

他の委員 異論なし

<委員会の招集について>

- 規約(案)では、3分の1の委員が請求した場合は委員会を開催する旨の条項があるが、4分の1としてはどうか。

(全委員) 異論なし

以 上